

第 5 回 EU 裁判所

EU における統合の特色が「法による統合」であることは、既に述べた。その特徴がもっとも鮮明に現れるのが、[EU 裁判所](#) (CJEU: Court of Justice of the European Union. 通称の European Court of Justice を略して ECJ と呼ばれることも多い) を中心にした EU 司法制度である。

I. EU 司法制度の特質

CJEU は、義務的管轄権を有すること (参照、TFEU [EU 運営条約] 258 条、259 条)、排他的管轄権を有すること (344 条)、その判決は構成国国内法秩序において執行力を有すること (280 条、299 条) において、通常の国際裁判所とは大きく異なる。

その上、CJEU の事項的管轄権の範囲は極めて広い。なにしろ、TEU/TFEU の範囲において「法の尊重」を確保することが裁判所の任務なのである (TEU [EU 条約] 19 条)。

もっとも、リスボン条約以前の「三本柱構造」は、裁判所の管轄権に関する限り、基本的に維持されている。まず、CFSP (共通外交・安全保障政策) が裁判所の管轄権から除かれることは、TEU24 条 1 項および TFEU275 条に明記されている¹。また、刑事司法協力についても、TFEU276 条により制約が課されている。

また、原告適格が極めて広く認められることも特徴である。原則として、共同体主要機関および各構成国 (「特権的原告 *requérants privilégiés*」と呼ばれる) は、自らの主観的利益が影響されない場合であっても、提訴 (TFEU263 条 2 段) ないし上訴 (裁判所規程 56 条 3 段) することができる。共同体主要機関はもとより各構成国も、共同体法秩序の維持のために客観訴訟を提起する権限を与えられているのである。

他の裁判所と比較した場合、CJEU は複合的な性質を有していることが判る。まず、EU 諸機関や構成国の法適用・執行活動に対する司法審査を行う行政裁判所的機関である (参照、TFEU260 条、268 条、340 条。CJEU の設置に際してはフランス国務院 [行政最高裁判所でもある] がモデルとされたと言われている)。また、TEU/TFEU に関する国家間紛争を扱う

(TFEU259 条、273 条) 場合には国際裁判所として機能する。さらに、派生法や EU が締結する条約が基本法に合致しているかどうかの審査を行い (TFEU263 条、218 条 11 項)、それを通じて EU 諸機関間の権限配分を統制するのは、憲法裁判所的機能といえる。

II. 裁判所組織構造

¹ ただし、本講義で別途扱う *Rosneft v. Her Majesty's Treasury*, C-72/15, Judgment [GC] of 28 March 2017 も参照のこと。

裁判所組織を規律する規範は、TEU (19 条)・TFEU (251 条以下)・[裁判所規程](#) (TFEU281 条。第 3 議定書として定められている。後述の通り 2024 年に改正されており、リンク先は改正後の現行規程である)・裁判所規則 (参照、TFEU253 条 6 段、254 条 5 段、257 条 5 段。[司法裁判所規則・一般裁判所規則](#)) である。裁判所規程・規則を条約と別個の法的文書とすることにより、改正を相対的に容易にしている。

裁判所の名称はかなり複雑である。まず、司法機関全体の正式名称は、欧州連合裁判所(the Court of Justice of the European Union)である。具体的裁判機関として、司法裁判所(the Court of Justice)、一般裁判所(the General Court)、専門裁判所(specialised courts)が設置されている (TEU19 条)。

やや判りにくいのは、「一般裁判所」という名称である。フランス語では、司法裁判所が la Cour de justice、一般裁判所が le Tribunal であり、その階層関係が明確に示されている。ドイツ語では Gerichtshof/Gericht、イタリア語では Corte di giustizia / Tribunale など、やはり同様である。しかし、英語圏では Court と Tribunal との区別は[階層的ではなく管轄分野による](#)ため、両者につき court を用いざるを得ず、その相互関係が名称からは不明確となった。日本語に訳す場合、la Cour de justice を「法院」、le Tribunal を「裁判所」とすることも考えられなくはないが、「法院」という表現が必ずしも一般的ではないため、条約の英語版から訳すのが一般的であり、英語版同様の不明確性を抱えている。なお、専門裁判所もフランス語では tribunaux spécialisés であり、類似の問題がある。

A. [司法裁判所](#)

[裁判官](#) (リンク先は、後述の *avocats généraux* も一緒に掲載している) 各構成国から 1 名ずつ選出される (TEU19 条 2 項。常にそうであったが、これが条約上明記されたのはニース条約による改正によってである)。EU 法は各構成国国内法と密接に関係しており、各構成国国内法を熟知した裁判官が必要という事情もある。裁判官の独立性 (253 条 1 段)、特権免除 (裁判所規程 3 条)、兼職禁止 (同 4 条)、身分保障 (同 5 条) などによって確保されている。選出方法は、TFEU253 条に規定されている。リスボン条約により、TFEU253 条 1 段末尾と 255 条とが追加された。[255 条に定められている委員会 \(panel\)](#) の構成は次のとおり (☆は委員長)。

2010-2014 年 (理事会決定 2010/125)	2014-2018 年 (理事会決定 2014/76)	2018-2022 年 (理事会決定 2017/2262)	2022-2026 年 (理事会決定 2021/2232)
司法裁判所元裁判官 第一審裁判所元裁判	司法裁判所元裁判官 独連邦憲法裁長官	☆司法裁判所元裁判官 欧州議会議員	☆司法裁判所元裁判官 愛最高裁元長官

官 ☆仏国務院次長（＝行 政最高裁長官） 英最高裁裁判官 丁最高裁長官 洪憲法裁長官 欧州議会元議員の弁 護士	☆仏国務院次長（＝行 政最高裁長官） 英最高裁裁判官 芬最高裁長官 洪憲法裁長官 欧州議会議員の弁護 士	愛最高裁長官 西最高裁長官 一般裁判所元裁判官 独連邦憲法裁長官 波憲法裁元裁判官	欧州人権裁判所元裁 判官 一般裁判所元裁判官 捷行政最高裁副長官 伊憲法裁裁判官 司法裁判所元長官
--	--	---	--

255 条委員会の[報告書](#)によれば、同委員会は各構成国から提案された候補者に対して否定的見解を述べることもあり、しかも本委員会の意見は常に構成国から尊重されているとのことであり（報告書 8-9 頁）、かなり実効性の強い委員会となっている²。

第一審裁判所（リスボン条約により、一般裁判所に名称変更）が 1988 年に設立されるまで、司法裁判所は共同体の唯一の裁判所であった。事件数の増加に対応するために第一審裁判所が設立されて以来、数度の条約改正・裁判所規程改正を経て、司法裁判所が管轄する事案類型は減り続けており、EU の最高裁判所の性格を強めている。

現在、司法裁判所が取り扱う事案類型は以下の通りである。

- 第一審かつ最終審として

- 先決裁定（TFEU267 条。256 条 1 項に 267 条への言及がないことに注意）

TFEU256 条 3 項（ニース条約により導入）により、裁判所規程が定める一定の先決裁定事案については一般裁判所が扱うものとされている。これについては裁判所規程が長らく改正されず、結果的に先決裁定は司法裁判所の専属管轄となる状況が続いていたが、2024 年の裁判所規程改正（[規則 2024/2019](#) による）により、裁判所規程 54 条 ter に定める 6 つの事項については一般裁判所が先決裁定を扱うものとされた³。したがって、この 6 つの事項を除く事項につき、2024 年以降も司法裁判所は先決裁定において第一審かつ最終審である。

- 共同体主要機関あるいは構成国が提起する訴訟（裁判所規程 51 条）

² 類似の委員会は他の国際裁判所でも導入されるようになってきている。国際刑事裁判所もその例であるが、その *Advisory Committee* の見解は必ずしも従われていない。たとえば、同委員会の 2023 年報告書（[ICC-ASP/22/4](#)）10-11 頁に掲載されている候補者が[結果的にどうなったか](#)を参照されたい。

³ その理由は規則 2024/2019 の前文に示されている。事件数が増え内容も複雑になって司法裁判所の負担が過重になってきたこと（前文パラ 2-4）、一定の事項については司法裁判所の判例法の蓄積により一般裁判所に任せても法的安定性の確保が可能であること（前文パラ 6）などである。

- 上級審かつ最終審として

- 一般裁判所の判決に対する上訴 (TFEU256 条 1 項 2 段、裁判所規程 56 条)。この場合、司法裁判所は法律審である (TFEU256 条 1 項 2 段)。
- 第一審裁判所の判決の再審査 (TFEU256 条 3 項 3 段、裁判所規程 62 条)。第一審裁判所の判決に上訴がなされなくても、例外的な場合には、裁判所は自らのイニシアティヴ (第一論告担当官の提案) により再審査をなし得る。
- 裁判部の決定に対する控訴審として第一審裁判所が下す決定に対する再審査 (TFEU256 条 2 項 2 段、裁判所規程 62 条)。この場合、司法裁判所は第三審となる。

事件は、その内容に応じて、小法廷・大法廷・全員法廷のいずれかに回される (TFEU251 条、裁判所規程 16 条)。[小法廷](#)は、3 名の裁判官からなるものと 5 名の裁判官からなるものがある。大法廷は 13 名の裁判官からなる。大法廷には、裁判所長はもちろん、5 名の小法廷の長が必ず含まれる。3 名の小法廷の長が必ずしも含まれないのは、ニース条約作成過程での妥協による (CJEU の判断の一貫性を重視する国は 3 名の小法廷の長も大法廷に含めようとし、裁判官間に格差が生じることを問題視する国は、5 名の小法廷の長が大法廷に含まれることにも反対した)。全員法廷は、委員会委員の解任など、極めて例外的な場合にのみ開かれる。

現行の法廷構成はニース条約による改正に基づくものである。それ以前は、全員法廷・3 名の小法廷・5 名の小法廷・7 名の小法廷が存在していた (もっとも、7 名の小法廷はほとんど用いられなかった)。構成国数の増加 (したがって裁判官数の増加) および事件数の増加を受けての効率性確保のために、現在の制度が導入された。ニース条約以前に提訴された事案を調べる場合には注意されたい。

裁判所に提訴された事案は、その重要性に応じて 3 名または 5 名の小法廷に付される ([司法裁判所規則](#) 60 条 1 項)。大法廷に付されるのは、当該事案の当事者たる構成国または共同体主要機関がそれを求める場合のみである (裁判所規程 16 条 3 段)。すなわち、裁判所自身のイニシアティヴにより大法廷回付を決定することはできない。判例の一貫性という観点からは望ましくないこの制度は、裁判所の司法積極主義を抑制したい構成国の意図を反映したものと思われる。

B. [一般裁判所](#)

事件数の増加に対応するため、司法裁判所の下級審を設置することが欧州単一議定書により予定され、1988 年 10 月 24 日の理事会決定により「第一審裁判所 the Court of First Instance」が設立された (フランス語では *le Tribunal de première instance*)。以下に述べるとおり常に第一審であるわけではなく、リスボン条約により改称された。

一般裁判所には、基本的に、司法裁判所に適用される規則が適用される（TFEU254 条 6 段）。[裁判官](#)は、各構成国から 1 名ずつ任命される。裁判官 3 名または 5 名からなる[小法廷](#)による審理が基本であるものの、単純な事例については単独裁判官による法廷も認められ、また、例外的場合には大法廷または全員法廷を構成し得る（裁判所規程 50 条、一般裁判所規則 14 条）。

TFEU256 条 1 項を見ると、EU 司法機関が扱い得る事案の大半は一般裁判所の管轄下に置かれるように見える。しかし、既述のとおり、裁判所規程 51 条により、構成国または共同体機関が提訴する場合には、司法裁判所が第一審かつ最終審となる。これは、「特権的原告」による訴訟は憲法的（したがって重要度の高い）紛争を扱うことが多いと考えられたからである。したがって、実際には、第一審裁判所は私人による提訴事例を扱うことになる。また、専門裁判所の決定に対する上訴審でもある（TFEU256 条 2 項）。

専門裁判所（specialised courts / tribunaux spécialisés）は、ニース条約により導入されたもので（当時は「裁判部 judicial panel / chambre juridictionnelle」と呼ばれた）、第一審裁判所の下に置かれる機関である（TFEU257 条）。現在までのところ、EU 職員の地位に関する紛争を扱う[職員裁判所](#)が設置されている。また、EU 特許裁判部を設置すべきとの提案が委員会によりなされている。

C. Avocat général 論告担当官・法務官

EU 司法制度の中で、フランス法に造詣の深い者以外にとって最も理解しがたいのが、おそらくこの *avocat général* である。EU 制度法はフランス法の圧倒的影響下において構想されており（英語に、“To understand the European Union, you’ve got to be either genius or French.”という表現がある）、その最も明確な現れがこの *avocat général* である。ドイツ語正文の *Generalanwalt*、英語正文の *Advocate General* という語はそれぞれフランス語の直訳でしかないことはその事情をよく示している。

フランス破毀院（通常最高裁判所）において、*avocat général* は、全ての事件に出席し、中立公正の立場から意見を述べる。その意見は裁判所を拘束しない。*Avocat général* は、裁判所内に設置されている検察局に属する。原告・被告いずれの弁護人でもないため、「一般的 *général*」「弁護人 *avocat*」と呼ばれている。判例統一機能を果たすことが期待されている。

フランス国務院（行政最高裁判所）でも、同様の任務を持つ *rapporteur public*（公的報告官）が置かれている。*Rapporteur public* は 2009 年 2 月まで *commissaire du gouvernement*（政府委員）という名称であったが、行政訴訟において政府を代表する

のではなく、中立公正の第三者として見解を述べるものとされていた⁴。

Avocat général は司法裁判所において 8 名任命されるとされていたが (TFEU252 条)、TFEU252 条 2 文の規定に基づく決定 ([決定 2013/336](#)) がなされ、2013 年 7 月 1 日から 9 名となり、2015 年 10 月 7 日から 11 名となった。これまで、慣例上、5 名が大国 (仏・独・伊・英・西) から、3 名が中小国から選ばれていた。11 名に増えた段階でポーランド枠が「大国枠」の中に設定され (リスボン条約採択政府間会議最終文書宣言 38。宣言は、ダウンロードした TFEU に附属している)、Brexit 後ここからイギリスが外れている。Avocat général の任務は、提訴された事案について、当事者の書面・口頭による主張が終わり、裁判所が審議を始める前に、独立した立場から裁判所に対し意見を述べることである。Avocat général の意見はもとより拘束力を持つものではないが、実際には極めて大きな影響力を持ち、裁判所が「avocat général の意見に示された理由により、……と判決する」とだけ述べる場合もある (例、Hauptzollamt Hamburg-St Annen v. Ebbe Sönnichsen, C-59/92, 29 April 1993, R. I-2193, para. 4) ほどである。Avocat général の意見は直ちに (すなわち判決前に) 公表され、判例集にも収録される。もちろん裁判所サイトからダウンロードもできる。

フランス法の影響下に導入されたとはいえ、現在まで維持されているのは、フランス法系以外の国にとってもこの制度が有用だと考えられているからである。Avocat général の有用性についての認識は、2024 年の裁判所規程改正で、一般裁判所が先決裁定を扱う場合に限定してではあるが一般裁判所にも導入された (TFEU 254 条 1 段、裁判所規程 49 条 bis) ことから明らかである。裁判所規程改正を行った規則 2024/2019 (上記) 前文パラ 19 は、avocat général が手続保障の重要な要素を占めていると考えられていることを示している。

この制度の存在理由の一つは、EU 裁判制度が、フランス裁判制度同様、少数意見制度を持たないところにある。これは、裁判所の権威を保つためである。

フランスでは、「合議において意見が分かれた場合にも、多数意見のみが裁判所の判断として示される。……破毀院に至るまですべて匿名性であり、どの裁判官がいかなる見解を示したのか知る術がない。…… (革命前の) 旧制度下の再考法院がつかさどる裁判においては、その政治的活動や売官制に伴う汚職体質が顕著であり、裁判官個々人に対する信頼が著しく欠如していた。そこで、……裁判官個人が前面に出るのではなく合議機関が判断することで説得力を与えることが考えられた。判決は政治的野心もあれば金銭欲もある人間が下すものというよりは、合議法廷という機関が下すものとして構成することが、フランスでは望ましい形態であった。」滝

⁴ フランス法におけるこの制度については、興津征雄「公正な裁判と論告担当官」濱本正太郎・興津征雄『[ヨーロッパという秩序](#)』(勁草書房、2013 年) が詳しい。

沢正『フランス法〔第 5 版〕』（三省堂、2018 年）183-184 頁。

他方、イングランドにおいては、裁判官が歴史的に極めて高い地位を誇っている。イングランドの裁判においては、「裁判所の判決」を語ることは容易ではない。裁判官が 5 人いれば、5 つの意見が連記されるからである（“*seriatim opinion writing*” という）。つまり、結論においては裁判所の見解は明確になるものの、理由付けは裁判官の数だけ存在するのである（もちろん、「私はこの点においては〇〇裁判官の意見に同意する」とのみ述べてすまず裁判官もいる）。これは、当事者の口頭弁論が終結すると直ちに一人一人（着任の新しい者から）裁判官が結論を口頭で述べていったというかつての制度の名残である⁵。それだけ裁判官の能力に信頼があり、かつ権威も高いものと理解されているのである。

しかし、少数意見制度がなければ、裁判所内においてどのような議論がなされた末に結論に到達したのかが判りにくい。ところが、*avocat général* の意見が公表されれば、裁判所の判決は常にそれと比較して読まれることになるため、裁判所判決の理由付けをよりよく理解することができるようになる。

また、司法裁判所は、長い間第一審かつ終審であったし、現在でも特権的原告による訴訟の場合にはそうである。その場合、*avocat général* の見解を受けて裁判所で審理がなされることにより、一段階しかない裁判所においても慎重な検討を行うことができるようになる。また、*avocat général* の意見も公表されるため、「この事件については、判決よりも *avocat général* の意見の方が質が高い」と評価されることも稀ではない。すなわち、判決の質の向上につながるのである⁶。

III. 訴訟類型

A. 直接訴訟

1. EU（機関）に対する訴訟

EU（機関）に対して提起される訴訟には、無効確認（取消）訴訟（TFEU263 条、264 条、265 条）のほか、不作為訴訟（265 条、266 条）、損害賠償請求訴訟（268 条、340 条）があり、違法性の抗弁（277 条）もこれに関係する。以下では、このうち最も重要な無効確認訴

⁵ *Seriatim opinion writing* の経緯と現状につき、溜箭将之「イギリスにおける法廷意見・少数意見・順繰り意見」大林啓吾・見平典（編）『最高裁の少数意見』（成文堂、2016 年）193-223 頁。

⁶ 杉原高嶺は、国際法上の裁判における少数意見の意義・機能として、国際法の形成・発展機能、判決内容の明確化機能、判決内容の向上機能を挙げる。杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996 年）360-361 頁。

訟についてのみ説明を加える。損害賠償請求訴訟については、判例集 13 の事例で扱われている。

共同体諸機関の行為（法律行為）が基本法に反する場合、当該行為は無効とされる（取り消される）。その例として、判例集 12 を参照されたい。

無効確認の対象となるのは、「行為 *actes / acts / Handlungen*」であって、「第三者に対し法的効果を発生するとされているもの」である（263 条 1 段）。ここに、規則・指令・決定（いずれも、単独行為たる法律行為）が含まれることに異論の余地はない。また、249 条に定められるこれら 3 種の行為のみならず、およそ「第三者に対し法的効果を発生するとされる」行為であれば、無効確認の対象となるという（AETR 事件、1971 年 3 月 31 日判決、判例集〔第 2 版〕38）。なお、かつては、現 263 条に欧州議会の行為は明示されていなかった。しかし、いわゆる緑の党事件（判例集〔第 2 版〕17）で裁判所が議会の行為も無効確認の対象となると判断したことにより、現在のように条文が改正された。なお、リスボン条約により、欧州中央銀行の行為も無効確認対象となるとされた。

無効確認訴訟においてこれまで最大の問題とされてきているのは、原告適格の範囲確定である。TFEU263 条 2 段は、いわゆる「特権的原告」⁸が自らの訴えの利益に関係なく訴訟提起可能であることを定めている。委員会にこれが認められることは、その役割（TEU17 条）から当然である。理事会については、その任務（TEU16 条）からすれば無効確認訴訟の原告適格を持つことは必然ではないが、委員会に原告適格が認められる以上、機関間のバランスを考えて理事会にも認められたものと考えられる。議会は、263 条 2 段でもまた当初は明示されていなかった。しかし、立法権限拡大に対応して原告適格も認められるべきとの考えが強まり、ニース条約により明文上特権的原告としての地位が付与された。さらに、これら共同体主要機関に加え、構成国も特権的原告とされている。無効確認は共同体諸機関の行為の監視・統制のための制度であるから、共同体諸機関の権限の限定に関心を持つ構成国にその地位が与えられるのは当然と言える。なお、構成国が特権的原告ならばその集合体とも言える理事会に原告適格を認める必要はないと考えられるかもしれない。しかし、共同体主要機関たる理事会の提訴は、構成国による提訴とは政治的に異なる重みを有する。

問題は、私人がどの範囲で原告適格を有するか、である。TFEU263 条 4 段の前身たる EC 条約 230 条 4 段は、次のように定めていた。

⁷ 「無効確認」と「取消」との差異は、国内法ごとにずれがある。ここでは、以下、「無効確認」に統一するが、日本行政法（あるいは民法）上の「無効確認」と「取消」との違いを前提にした記述ではないことに留意されたい。

⁸ 「特権的原告」という表現は頻繁に用いられているが、これらが訴えの利益に関係なく原告適格を有するのは EU 方の適切な適用執行を確保するために与えられた任務と理解すべきであって『特権』という表現は不適切だ、とのもっともな批判がある。Carlo Santulli, *Introduction au droit européen*, 2^e éd., Paris, LGDJ, 2021, p. 136.

Any natural or legal person may, under the same conditions, institute proceedings against a decision addressed to that person or against a decision which, although in the form of a regulation or a decision addressed to another person, is of direct and individual concern to the former.

この条文は、まず、決定の名宛人が原告適格を有することを定める。これは、訴えの利益について如何に厳格な立場をとろうとも原告適格が認められる類型である。次に、規則あるいは本人以外に名宛てされた決定⁹についても、それが本人に直接かつ個人的に関係する場合には、当該私人は原告適格を有する、と定める。たとえば、スパークリングワインについて、「シャンペン」と表示することが許されるのは、フランスのシャンパーニュ地方の 8 区画において伝統的手法により生産されるものに限定される、と定める理事会規則 3309/85 に対し、その 8 区画には含まれない近隣の類種ワイン業者 Deutz らが無効確認を求めた事件(Deutz 対理事会、26/86、1987 年 2 月 24 日判決、R. 941)において、裁判所は、Deutz らは、伝統的手法で類似のスパークリングワインを製造する他の業者と同様に影響を受けるのであって、「個人的に」影響を受けるのではないため原告適格を有さない、と判断した。

なぜ、私人についてこのように制限的に理解されているのか。そもそも、特権的原告が条約上認められていることから判るように、「利益なければ訴訟なし」という規則がおよそ訴訟なるものに当然に妥当するわけではない（日本の憲法・行政法学における原告適格論の活況を見よ）。EU においては、私人に原告適格を認めると、大量の訴訟提起が裁判所の機能低下をもたらすと懸念されているのである。私人の権利救済は裁判所の機能低下懸念よりも重要だ、との意見に対しては、私人は先決裁定手続（後述）により権利保護を受けることができる、と反論されるのが通例だった。これに対しては、「直接かつ個人的に関係」しない場合であって、かつ先決裁定手続も利用できない場合がある、と批判されていた（判例集 11 の「争点」）。この問題については、憲法条約制定過程とも連動しつつ裁判所の態度に多少の揺れが見られた¹⁰ものの、基本的には従来の立場が維持されている（判例集 11）。

しかし、そのままでは「直接かつ個人的に関係」しない場合であって、かつ先決裁定手続も利用できない場合に私人の救済を図ることができないため、リスボン条約では最低限の修正が加えられた。TFEU263 条 4 段は、次のように定めている（下線濱

⁹ 指令は条文上明記されていない。しかし、裁判所は、指令も以下の「直接かつ個人的に関係する」という要件を充たす場合には対象となる、と判断している（[Gibraltar, C-298/89](#)、1993 年 6 月 29 日判決、R. I-3605）。ただし、指令の名宛人は必然的に構成国であり、それが私人に対して「直接かつ個人的に関係する」ことを証明することができる場合は実際にはほとんどないと思われる。

¹⁰ 伊藤洋一「ヨーロッパ法における取消訴訟改革の動向」原田尚彦古稀記念『[法治国家と行政訴訟](#)』（有斐閣、2004 年）167 頁。

本)。

Any natural or legal person may, under the conditions laid down in the first and second paragraphs, institute proceedings against an act addressed to that person or which is of direct and individual concern to them, and against a regulatory act which is of direct concern to them and does not entail implementing measures.

この新たな条項の解釈をめぐって、2013 年 10 月 3 日に CJEU 大法廷が注目すべき判決を下した（判例 11）。

なお、判例 11 事件の一般裁判所命令（[T-18/10](#)、2011 年 9 月 6 日）のすぐ後に出された [Microban v. Commission, T-262/10](#)（2011 年 10 月 25 日一般裁判所判決）では、食品に接触する素材に用いる物質の規制に関する[指令 2002/72](#)に基づく決定が問題となった。欧州委員会は、同指令に基づき、Ciba 製薬会社からの申請を受け、トリクロサンという物質を、使用が許可される暫定リストに掲載することを 2008 年 4 月に決定した。2009 年に、Ciba 社がトリクロサンの使用申請を取り下げる旨委員会に通知してきたのを受けて、委員会は、2010 年 3 月 19 日にトリクロサンを使用許可リストに掲載しないことを決定した（[決定 2010/169](#)）。これを受けて、トリクロサンを製造する別の会社である Microban が同決定の取消を求めて提訴した。一般裁判所は、*Inuit Tapiriit Kanatami* 一般裁判所判決と同じ理由により、決定 2010/169 は指令の執行行為であって（TFEU 289 条 1 項・3 項にいう）立法行為ではないことを理由に、TFEU 263 条 4 段にいう“a regulatory act”に相当すると判断し、Microban 社は同決定によりトリクロサンを当該用途で用いることができなくなるという点において「直接的に」影響を受けるため、263 条 4 段に基づき原告適格を認めている（判決 paras. 21-28）。本案については、決定 2010/169 が出された理由は人の健康保護ではなく単に Ciba 社が申請を取り下げたからであり、そのような理由に基づいて使用許可リストに掲載しないことを決定する権限は委員会にないとして（判決 paras. 57-58）、一般裁判所は同決定を取り消した（判決主文 1）。この事件は上訴されておらず、このような形で原告適格を認めることについての司法裁判所（上級審）の判断は示されていない。

2. 構成国に対する訴訟 義務不履行訴訟 TFEU 258 条、259 条、260 条

構成国が EU 法（基本法・派生法を問わない）上の義務に反していると委員会が考える場合、委員会は、TFEU 258 条に定める手続の下、構成国に対し義務履行を求めて提訴することができる。他の構成国が義務を履行していないと考える構成国は、委員会に注意を促すことができ、必要であれば自ら提訴することもできる（TFEU 259 条。もっとも、構成国が他の構成国に対し訴訟を提起することはほとんどない）。

裁判所が構成国による義務不履行を認定する場合、構成国は是正措置を採らねばならない（260 条 1 項）。構成国が是正措置を採っていない（あるいは措置が十分でない）と委員

会が考える場合¹¹、委員会は再度裁判所に提訴し、裁判所は構成国に対し課徴金を課すことができる (260 条 2 項)¹²。TFUE は課徴金の額については定めていない (260 条 2 項) が、委員会は透明性の確保のため、一定の指針を示している ([SEC\(2005\)1658](#))。それによれば、違反の重大性および期間、さらに抑止効果を考慮し、その際に国の経済規模も考慮に入れることとされている (「国の経済規模」との関連での直近の改正は [2022/C74/02](#))。ただし、裁判所は委員会の示す額に拘束されず、委員会が示した額の倍以上を課したり ([委員会対フランス, C-177/04](#), 2006 年 3 月 14 日判決, para. 57 以下)、遥かに低い額を課したり ([委員会対アイルランド, C-279/11](#), 2012 年 12 月 19 日判決, para. 23 以下) することがある。

3. 条約適合性審査 TFEU218 条 11 項

EU が他国あるいは他の国際機構と条約を締結する場合、特権の原告は、当該条約の基本法との適合性につき裁判所の意見を求めることができる。裁判所が不適合との判断を示す場合、EU は、TEU あるいは TFEU の改正なしに当該条約を締結することはできない (218 条 11 項)。このように、裁判所のこの「意見 *avis / opinion*」は、その名称にも拘わらず明確な法的効果を生ぜしめることに留意する必要がある。判例集 35・36・39 がその例である。これら判例は第 7 回で扱う。

B. 先決裁定手続

先決裁定手続は、*avocat général* と並んで、EU 裁判制度の特色ある制度である。構成国国内裁判所において EU 規範 (基本法・派生法) が適用されることがある以上、その統一的適用の確保は共通市場構築・維持にとって不可欠である。かといって、CJEU に国内裁判所の上級審としての資格 (すなわち、国内裁判所判決を破棄する権限) を与えるところまでは各国は踏み込んでいない。そこで、CJEU に形式的な上位性を与えずに EU 法の統一的適用を確保する手段として、先決裁定手続が考案されたのである。上記のとおり、CJEU における私人の原告適格は極めて制限的であり、私人の権利救済のためには決定的に重要な制度となっている (*van Gend en Loos* も *Costa/ENEL* も先決裁定手続である)。

その具体的手続および主要問題については、TFEU 267 条および判例集 9・10 を参照されたい。なお、2024 年の裁判所規程改正 (上記) により一定の事項については一般

¹¹ 委員会は、各構成国による [EU 法の履行に関する年次報告書](#)を発行している。

¹² 具体的事例について、中西優美子『[EU 権限の判例研究](#)』(信山社、2015 年) 所収の「27 欧州司法裁判所による義務違反国への強制課徴金並びに一括違約金の付加 *Case C-304/02 Commission v France* [2005] ECR I-6263; 2005 年 7 月 12 日 [判決履行違反手続]」「28 EU における判決履行違反手続制度の完結 *Case C-121/07 Commission v France* [2009] ECR I-9159; 2008 年 12 月 9 日 [判決履行違反手続]」。

裁判所に先決裁定を求めることとされるようになったことは既述のとおりである。なお、具体的な先決裁定要請が 50 条 ter に定める 6 つの事項に該当するか否か（したがって一般裁判所の管轄に服するか）は司法裁判所が決定する（裁判所規程 53 条 ter 3 段）。

それに加えて、[Melki and Abdeli, C-188/10 and C-189/10](#) も重要である¹³。フランスでは、国内訴訟において立法が憲法の人権規定に反するとの主張がなされた場合、当該裁判所は最高裁（司法裁判所であれば[破毀院](#)、行政裁判所であれば[國務院](#)）に移送し、当該最高裁が[憲法院](#)への移送を行うかどうかを判断し、移送されれば憲法問題についてのみ憲法院が判断を下すようになっている¹⁴。フランスにおいて国外退去命令を受けた Melki および Abdeli は、本事件のフランス国内訴訟において、当該命令の根拠となったフランス刑事訴訟法の規定が TFEU 67 条 2 項に反し、したがってフランスの EU への参加を定める[フランス憲法](#) 88 の 1 条に反すると主張した。ここで、フランス法は、憲法問題を憲法院に付託することを義務づけているところ、問題は EU 法違反なので先に CJEU に先決裁定を求めなければならないのではないかと疑問が生じる。そこで、破毀院は、憲法院への付託を定めるフランス法規定が TFEU 267 条に違反するかどうかにつき、CJEU に先決裁定を求めた。CJEU は、当該法規定が CJEU への先決裁定を求めることを不可能にしているのであれば TFEU 267 条に違反し、そうでない場合は違反しない、との結論を示した。

IV. 司法統計

[裁判所発行の年次報告書](#)より、16-18, 23, 27, 33, 37 頁の統計を見ておくこと。文章までは読んでこなくて良い。非常に重いファイルなので、事前にダウンロードしておくこと。

以上

¹³ 須網隆夫「EU 法の最前線(141) 国内裁判所による EU 法の違憲審査と先決裁定手続」[貿易と関税](#) 2012 年 1 月号 91 頁。

¹⁴ 曾我部真裕「フランスにおける違憲審査制度改革」[比較憲法学研究](#) 25 号（2013 年）31 頁。